

# 熊本県公報

第12949号  
令和2年(2020年)  
8月7日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止…………… (障がい者支援課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 3
- 地方卸売市場の認定…………… (流通アグリビジネス課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の休止…………… ( // ) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更…………… ( // ) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定…………… ( // ) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 8
- 農地の利用権の設定に関する裁定…………… ( // ) 9
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 9
- 裁決手続開始決定…………… ( // ) 10
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域(公安委員会告示)の一部改正…………… (警察本部地域課) 10
- 情報公開・個人情報保護審議会の開催…………… (情報公開・個人情報保護審議会) 11
- 計画段階環境配慮書の一般意見の募集…………… (株式会社グリーンパワーインベストメント) 11

## 告 示

### 熊本県告示第617号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。  
令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
Field 宇土市松山町4132番地	一般社団法人 未来の種 宇土市松山町4132 松田 りか	就労継続支援B型	令和2年(2020年)6月14日
就労継続支援A型事業 Mirai 八代市古閑浜町2752	株式会社アイ・ネット 八代市古閑浜町2752 -1	就労継続支援A型	令和2年(2020年)6月30日

ー 1	中川 真希子		
桜ファーマーズ 宇城市松橋町竹崎190 9-10	株式会社HERO'S 熊本市南区域南町下宮地 905番地8 鈴木田 大策	就労継続支援B型	令和2年(2020年)7 月31日

**熊本県告示第618号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡菊陽町大字津久礼字花立三丁目 4227番1地先から 同所 4228番2地先まで	前	7.0 ～ 7.0	16.2	防交安 (交通 安全)
			後	9.4 ～ 11.6		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）8月7日

**熊本県告示第619号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市合生字黒木原 4406番4地先から 同所 4416番42地先まで	前	6.2 ～ 16.8	254.9	防交安 (交通 安全)
			後	12.0 ～ 18.8		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）8月7日

**熊本県告示第620号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町槻木 428番8地先から 同所 428番8地先まで	前	11.2 ～ 42.5	311.8	令和2 年7月 豪雨に 伴う迂
				11.2		

			後	～	311.8	回路の
				42.5		設置

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)8月7日

**熊本県告示第621号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字寺迫 66番地先から 同所 62番1地先まで	90.8	社会資本 整備総合 交付金

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)8月8日

**熊本県告示第622号**

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定により地方卸売市場を認定したので、同条第6項の規定により公示する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開設者の名称 株式会社熊本畜産流通センター  
 開設者の住所 熊本県菊池市七城町林原9番地  
 市場の名称 熊本食肉地方卸売市場  
 市場の位置 熊本県菊池市七城町林原9番地  
 取扱品目 食肉類

**熊本県告示第623号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社皇樹	紗綾	八代市泉町下岳 4345番地	令和2年 (2020年)8月1日	福祉用具貸与
株式会社皇樹	紗綾	八代市泉町下岳 4345番地	令和2年 (2020年)8月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第624号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社皇樹	紗綾	八代市泉町下岳	令和2年	介護予防福祉

		4345番地	(2020年)8月1日	用具貸与
株式会社皇樹	紗綾	八代市泉町下岳 4345番地	令和2年 (2020年)8月1日	特定介護予防 福祉用具販売

**熊本県告示第625号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
つつじ台歯科医院	菊池郡大津町杉水3677-3	令和2年（2020年） 5月11日

**熊本県告示第626号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
福島耳鼻咽喉科医院	玉名市高瀬226-1	令和2年（2020年） 7月1日

**熊本県告示第627号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
阿梨花病院大津 菊池郡大津町室 261-9	名 称		令和2年（2020年）4月13日
	勝久病院	阿梨花病院大津	

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
重症心身障害児 施設 はまゆう	所 在 地		令和2年（2020年）6月1日
	天草郡苓北町志岐1	天草郡苓北町志岐1	

療育園 天草郡苓北町志岐1215番地	059番地	215番地	
-----------------------	-------	-------	--

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
桜十字八代リハビリテーション病院 八代市本町二丁目4番33号	名称及び所在地		令和2年(2020年)5月1日
	桜十字八代病院 八代市通町8-9	桜十字八代リハビリテーション病院 八代市本町二丁目4番33号	

(歯科)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
ふくだデンタルクリニック 玉名郡和水町江田149番地5	名称		令和2年(2020年)5月14日
	福田歯科医院	ふくだデンタルクリニック	

(薬局)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
高階誠心堂薬局 西間店 人吉市西間上町2387-7	所在地		令和元年(2019年)7月16日
	人吉市西間上町2387-8	人吉市西間上町2387-7	

**熊本県告示第628号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大塚内科クリニック	八代市日奈久東町263	令和2年(2020年)7月1日
小川中央クリニック	宇城市小川町江頭393-1	令和2年(2020年)6月17日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
楓の木調剤薬局	八代市本町一丁目1-1高橋ビル1F	令和2年(2020年)7月1日

**熊本県告示第629号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日

訪問介護事業所 糸 阿蘇郡小国町宮原183 4-2	合同会社ラポール 阿蘇郡小国町宮原183 4-2 高野 和代	居宅介護 重度訪問介護	令和2年(2020年)8 月1日
---------------------------------	---	----------------	---------------------

熊本県告示第630号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字上半川内2610番1、2611番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上半川内2610番1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町槻木 428番8地先から 同所 428番8地先まで	400.0	災害応急復旧

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）8月7日

公 告

熊本県公告第470号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岡 牧生	上益城郡嘉島町大字鯉1749番地
理事	佐藤 光志	上益城郡嘉島町大字鯉1335番地
理事	米光 道彦	上益城郡嘉島町大字上仲間4番地
理事	下田 一夫	上益城郡嘉島町大字上仲間107番地
理事	中山 猛	上益城郡嘉島町大字上仲間1618番地
理事	清崎 幸春	上益城郡嘉島町大字上仲間1655番地

理事	林田 篤	上益城郡嘉島町大字下仲間1226番地
理事	松本 一幸	上益城郡嘉島町大字下仲間477番地1
理事	松本 誠一	上益城郡嘉島町大字犬渕346番地
理事	吉田 二郎	上益城郡嘉島町大字犬渕350番地
監事	木村 育生	上益城郡嘉島町大字下仲間316番地
監事	中山 忍	上益城郡嘉島町大字上仲間1644番地
監事	榊原 徳昭	上益城郡嘉島町大字鯨2733番地2
就任		
理事	岡 牧生	上益城郡嘉島町大字鯨1749番地
理事	末武 信男	上益城郡嘉島町大字鯨1860番地1
理事	米光 道彦	上益城郡嘉島町大字上仲間4番地
理事	下田 一夫	上益城郡嘉島町大字上仲間107番地
理事	中山 猛	上益城郡嘉島町大字上仲間1618番地
理事	清崎 幸春	上益城郡嘉島町大字上仲間1655番地
理事	林田 篤	上益城郡嘉島町大字下仲間1226番地
理事	木村 育生	上益城郡嘉島町大字下仲間316番地
理事	松本 誠一	上益城郡嘉島町大字犬渕346番地
理事	吉田 二郎	上益城郡嘉島町大字犬渕350番地
監事	松本 一幸	上益城郡嘉島町大字下仲間477番地1
監事	榊原 徳昭	上益城郡嘉島町大字鯨2733番地2
監事	齊藤 進	上益城郡嘉島町大字上仲間1042番地

**熊本県公告第471号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により人吉市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。  
令和2年（2020年）8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス人吉店  
熊本県人吉市下青井町388番2 外
- 2 人吉市から聴取した意見の概要
  - (1) 説明会において周辺住民から出された疑義や質問等については、誠実に対応すること。  
また、施設の着工にあたっては、周辺住民等とトラブルが起きないように、工事の内容等について、周知徹底を図ること。
  - (2) 消防水利に関しては、人吉下球磨消防組合と十分に協議すること。
  - (3) 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」、「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」、「人吉市環境基本条例」、「人吉市生活環境保全美化条例」など環境保全に関する法律・条例の規定を遵守し、所在地周辺地域の生活環境保全に配慮し、特に次のことに留意されたい。
    - ① 騒音、振動、悪臭、粉塵、周辺水路の汚濁の防止に努めること。
    - ② 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に定める特定施設を設置する場合は、所定の届出書を提出すること。  
また、規制基準を遵守すること。
    - ③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」を遵守し、事業活動に伴い生じた廃棄物を適正に保管・処分すること。
    - ④ 廃棄物減量のため、マイバッグ推進（レジ袋の削減）や簡易包装、リサイクル等に努めること。
    - ⑤ 「人吉市環境基本条例」第6条に定める事業者の責務を遵守すること。
  - (4) 計画地周辺については、人吉西小学校及び第二中学校の児童生徒が通学路で利用している。店舗設置の工事期間中とあわせ、店舗が設置されれば交通量が増大し事故発生の可能性も否めないため、児童生徒の安全対策について特段の配慮をお願いしたい。  
また、工事予定期間等について、人吉西小学校長及び第二中学校長への事前説明をお願いしたい。
  - (5) 今後、開発に際して地下遺構や遺物を発見した場合は、人吉市歴史文化課へ連絡すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課  
 令和2年(2020年)8月7日から令和2年(2020年)9月7日まで

**熊本県公告第472号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大森 初美	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字中山字中原608番2
本田 龍治	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1826番1
錦郷川農事組合法人	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字南三箇字山ノ田1178番
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2065番ほか18筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下2241番ほか33筆
農事組合法人あそ黒千807	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番176ほか26筆
清田 雄一郎	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番644ほか1筆
藤本 辰博	阿蘇郡西原村小森	阿蘇市波野大字波野字大河原5番ほか8筆
農事組合法人黒流	阿蘇市黒流町	阿蘇市今町字砂間241番ほか2筆
農事組合法人阿蘇くろかわ	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字渋川鶴27番ほか1筆
農事組合法人阿蘇くろかわ	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字下瀬間537番ほか57筆
農事組合法人ASO的石	阿蘇市的石	阿蘇市的石字下鶴435番ほか8筆
農事組合法人ASO的石	阿蘇市的石	阿蘇市的石字前田1102番1ほか92筆
農事組合法人久石ファーム	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字東一丁田1210番
下田 剣太郎	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字田中1764番1ほか9筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)7月31日

**熊本県公告第473号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字村ノ前656番1ほか15筆



大矢野 由美子	菊池市龍門	菊池市西寺字宮ノ本955番ほか1筆
農事組合法人杉井川	菊池市旭志伊萩	菊池市旭志伊萩字次郎丸1009番1ほか3筆
吉岡 正和	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字下中原2824番ほか1筆

2 認可年月日  
令和2年(2020年)7月31日

**熊本県公告第474号**

下記の農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項の規定において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたため、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2369番1	田	626
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2376番	田	488

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和2年(2020年)9月1日	10年	21,050円
利用権	令和2年(2020年)9月1日	10年	16,410円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人熊本県農業公社 理事長 川口 卓也  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

4 当該農地の所有者等の情報  
登記名義人が死亡後、所有者を確知することができない。

5 補償金の支払の方法  
農地を利用する権利の始期までに熊本地方法務局に補償金を供託する。

6 その他  
農地の所有者等は、熊本地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

**掲載依頼**

**熊本県収用委員会公告第2号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

1 起業者の名称

熊本県

2 事業の種類

県道荒尾長洲線改築工事(熊本県荒尾市権字笹原地内から同市野原字蘭牟田地内まで)

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県荒尾市権字笹原

地番	地目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
2219番	原野	原野	786	786.00	215.56

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県荒尾市権字笹原

地番	地目		全体の面積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
2219番	原野	原野	786	786.00	40.51

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 (亡) 西嶋熊男の法定相続人  
 甘利 房代(持分3分の1)  
 奈良県・城市北花内321番地13  
 西嶋 徹(持分3分の1)  
 熊本県荒尾市桜山町二丁目16番9号1 桜山団地市営住宅C棟1428号  
 西嶋 潮(持分3分の1)  
 熊本県荒尾市万田475番地1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
 令和2年(2020年)7月27日

**熊本県収用委員会公告第3号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
 令和2年(2020年)8月7日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称  
 熊本県
- 2 事業の種類  
 県道荒尾長洲線改築工事(熊本県荒尾市権字笹原地内から同市野原字藺牟田地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
- (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
 土地の所在 熊本県荒尾市野原字藺牟田

地番	地目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1067番	原野	原野	32	32.00	30.17

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
 土地の所在 熊本県荒尾市野原字藺牟田

地番	地目		全体の面積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1067番	原野	原野	32	32.00	1.82

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 不明  
 ただし、土地登記名義人(亡)北野正哉の法定相続人のうち  
 北野 恵一  
 福岡県福岡市西区生の松原1丁目2番9-1101号  
 シティライフ生の松原II  
 北野 正浩  
 東京都豊島区南長崎3丁目22番9号  
 ダイワコーポ・II 203号  
 上記のいずれか又は両名(持分不明)
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
 令和2年(2020年)7月27日

**熊本県公安委員会告示第15号**

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、令和2年8月10日から施行する。  
 令和2年8月7日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

- 1の表阿蘇警察署管轄署所在地の項位置の欄中「一の宮町宮地」を「黒川」に改める。

**熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第1号**

熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和2年(2020年)8月7日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会長

- 1 開催日時  
令和2年(2020年)8月13日(木)  
午後1時30分から午後3時30分まで(予定)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事(予定)  
災害時における氏名等公表についての意見聴取
- 4 会議の公開・非公開  
公開で行います。
- 5 傍聴者の定員  
10人
- 6 傍聴手続等  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、手指の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止策を講じたうえで、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)  
(電話096-333-2068)

**公告**

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第3条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、同法第3条の7の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月7日

株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木 満

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称 株式会社グリーンパワーインベストメント  
(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満  
(3) 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
(1) 名称 (仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業  
(2) 種類 風力発電所設置事業(陸上)  
(3) 規模 風力発電所出力:最大140,000kW  
風力発電機の単機出力:3,000~4,000kW級  
風力発電機の基数:30~40基程度
- 3 対象事業実施区域の位置  
熊本県人吉市、鹿児島県伊佐市、宮崎県えびの市
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間  
(1) 場所  
ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)  
イ 人吉市役所(環境課)  
(2) 期間 令和2年8月5日(水)から令和2年9月4日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
(3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで  
(4) 電子縦覧 <http://greenpower.co.jp/>
- 5 意見書の提出  
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者  
に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
(1) 提出期限 令和2年9月4日(金)まで(当日消印有効)  
(2) 提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函(ただし熊本県庁を除く)、ま  
たは問合せ先へ郵送で提出  
(3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

7 問合せ先

株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階

電話 03-4510-2100（担当 中島）

お問合せ時間 土・日・祝日を除く、午前10時～午後5時